

1,4-ジオキサンを含む廃棄物の 受入について

廃棄物関連法の改正で、一定濃度を
超える 1,4-ジオキサンを含む物
が特別管理産業廃棄物となるため、
当センターでは受入することがで
きなくなります。ご理解のうえ、
何卒よろしくお願い申し上げます。

【施行】平成25年6月1日から

【対象】1,4-ジオキサンの濃度が下記基準
を超える場合

(当センターの許可品目のみ掲載)

【ばいじん】溶出濃度 0.5mg/ℓ 以下

【汚泥】溶出濃度 0.5mg/ℓ 以下

【廃油】廃溶剤の場合、溶出濃度 0.5mg/ℓ 以下